

平成26年(厚)第1180号

平成27年7月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の1(4)記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 事案の概要

1 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、昭和○年○月○日にA(以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。

(2) 亡Aは、厚生年金保険の被保険者資格を300月以上の期間有するものであったが、平成○年○月○日午前4時30分頃、携帯電話も財布も持たずに家を出て行方が分からなくなり、請求人は当時の亡Aの様子から、自殺の虞があると判断して、同日、所轄の○○警察○○警察署に亡Aに係る捜索願を提出して、その行方を捜していたが、亡A名義の銀行預金口座に出、入金動きもなく、亡Aからの音信等のその生存を示す事実もないままに経過していたところ、平成○年○月に、後記認定の経緯により、亡Aの死亡が確認された。

(3) 請求人は、亡Aの配偶者であるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aに係る遺族厚生年金の裁定を請求した。

(4) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「あなたの場合、被保険者であった人の死亡の当時、その者に生計を維持されていたとは認め

られないため支給されません。厚生年金保険法第59条第1項」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

(5) 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

2 争点

厚生年金保険の被保険者期間を有し、保険料納付済期間と保険料免除期間が25年以上である者(以下「適格死亡者」という。)が死亡した場合、適格死亡者の配偶者で、当該死亡の当時その者によって生計を維持したものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、①その者と生計を同じくし、かつ、②年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保険発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第1課長・業務第2課長通知)、「生計維持関係等の認定基準の一部改正について」(平成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知)(以下、この両通知を併せて「認定基準」という。))

本件の場合、亡Aが、その死亡の当時、保険料納付済期間が25年以上である厚生年金保険の被保険者であったこと、及び、請求人が亡Aの妻であって、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、本件記録から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の争点は、請求人が亡Aの死

亡当時、同人と生計を同じくした配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

第3 当審査会の判断

1 一件記録によれば、上記第2の1の事実のほか、次の事実を認定することができる。

(1)～(10) (略)

2 保険者は、本件審理期日において、戸籍の記載により、亡Aの死亡日は、「平成〇年〇月〇日ころから平成〇年〇月〇日ころまでの間」とされていることから、平成〇年〇月〇日前においては、亡Aの生存の可能性が否定されていないとして、平成〇年〇月〇日と推認することが妥当であり、同日において生計同一要件の有無について認定することになると主張する（以下、この主張を「本件保険者主張」という）。

ところで、民法は、第1編「総則」第2章「人」の第1節に「権利能力」の節を置き、その第3条において、「私権の享有は、出生に始まる。」と規定して権利能力の始期は出生であることを明らかにしているが、権利能力の終期については、規定を置かない。しかし、死亡によって権利能力が消滅することは当然のこととされており、死亡の事実、一定の者に戸籍官吏への届出義務が課せられ、この届出によって公正証書である戸籍簿に一定の事項が記載されることになり、この戸籍簿の記載には、一応の推定力があるが、戸籍簿記載のとおり死亡の事実があったとみなされるものではない。しかし、被保険者の死亡は、被保険者資格の喪失原因とされ（厚年法第14条第1号）、遺族厚生年金支給のための必須の要件とされている（厚年法第58条第1号）ほか、その死亡の時が遺族厚生年金請求者の生計同一要件の判断基準時とされている（厚年法第59条）。

3 そこで、上記1に認定した事実関係が認められる本件において、亡Aがいつ死亡したかについて判断する。その住所を去って行方不明となり、警察署等に捜索

願等を提出し、その行方を調査したにもかかわらず、その生死が不明であった者が、遺体の状況から見て、死亡時から長期間経過したことが明らかな状態（白骨化した状態等）で発見された場合で、死亡の時期を特定することのできる確実な証拠資料のないときは、生存していると知られた最後の日の翌日をもって、死亡の日と認定するのが相当である。これを本件についてみるに、亡Aは、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分ころ、請求人及びBと同居していた〇〇市〇〇郡〇〇町〇〇町〇番〇ー〇号の自宅を出て、帰来しなかったものであるが、亡Aは、勤務先である本件事業所に平成〇年〇月〇日（月曜日）までは、通常どおり出勤していたが、同月〇日以降は出勤しなくなり、本件事業所に対する連絡も絶ち、同人の銀行預金口座に出、入金履歴もなく、音信もなく生死不明のまま経過していたところ、平成〇年〇月に、上記自宅から1キロメートル程度の距離にある本件現場において、亡Aの骨片が亡Aの着衣及びサンダル（左足用）とともに発見され、着衣（白色半袖シャツ、紫色ハーフパンツ及び黒色ジャージズボン）及びサンダルは、亡Aが行方不明となった当時着用し、使用していたものと認められたというのであるから、亡Aは、生存していることが知られた最後の日である平成〇年〇月〇日の翌日である同月〇日に死亡した高度の蓋然性があるということができる。したがって、亡Aは、同日に死亡したものと認めるのが相当である。本件保険者主張は、亡Aの死亡日についての戸籍の記載が「平成〇年〇月〇日ころから平成〇年〇月〇日ころまでの間」とされ、平成〇年〇月〇日前において亡Aの生存の可能性が否定されていないことから、亡Aの死亡の日は平成〇年〇月〇日と推認するのが相当であるというものである。しかしながら、先に見たように、戸籍簿の記載には、一応の推定力があるが、戸籍簿記載のとおり死亡の事実があったとみなされるわけではないの

であり、上記認定の事実関係の下において、平成〇年〇月〇日以降に亡Aが生存していたことを示す痕跡のない本件においては、本件保険者主張はこれを採用することはできない。

- 4 しかし、認定基準によれば、生計維持関係対象者が配偶者である場合の生計同一関係の認定にあたっては、住民票上同一世帯に属しているときは、生計を同じくしていたもの又は生計を同じくする者に該当するものとするとき、上記認定のとおり、亡Aが死亡したと認められる平成〇年〇月〇日当時、住民票上同一世帯に属していたことが認められるから、請求人は、亡Aが死亡した当時、同人の生計を同じくしていた者と認められる。したがって、請求人は、亡Aの死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当ではなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。